羣書類從

三十七

五代帝王物語

和書門	
類	
號	九五九五
函	二〇四
架	一
冊	六七〇

內閣文庫		
和書	九五九五	二〇四
類	號	函
冊	六七〇	一
架		三

內閣文庫	
番號	和 9595
冊數	670 (45)
函號	214 39

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

羣書類從卷第三十七

帝王部九

検校係已一集

五代帝王物語 記者未考

神代より代々乃君の日おはしまされ事ども八國史世繼
家々に語り傳へ書くのこしたる代々はまたくハかく
迄ゆくみを傳めり順德 嵯峨 久乃事ども八人咸知の出
ものゝうへ番ハ八十代 嵯峨河院の御時乃事
又未生まれぬ世のものゝ為ら免と同及
ものゝ為ら免と同及 云云

羣書類從卷第三十七

帝王部九

五代帝王物語 記者未考

内閣文庫

検校保己一集

抑代々の代々乃君の日おさまれる事ども国史世繼
ぶる代々乃君よ番くれて後島羽院乃御代にいたる
迄ゆくみを傳めるを順徳承久乃事ども八十代咸和知の世を
きたうへ番ハるゝ知傳ゝ八十代後堀河院の御時乃事
又未生まれぬ世のことゝ傳ゝ小僻乃傳ら免と同及
たゝゝゝて天海ゝ伝ゝ

皆愛乃世なれば法のあるうち生死輪廻の業とはなりて
人と世に生まれ出ずるもの悪業なるべきを生まれ出ずるとは
法華経を人々に必ず念仏十遍と申して西方往生
願ぜんと人々に必ず念仏十遍と申して西方往生願
乃能往生極楽の因となるべし多人長孔の法
世を厭離謹のとく法華経（浄土門院白川院）往生即世往生
定て関東ちかせの方へ申げ遣はし法華経
打ち捨て持仏堂おいて留ひろうの法華経の陳となる
毎日唱ふるまいまして仰せられ（陳子）
如法事とはと食ろうて代御願を祈めあ

たりうへしまあるべしと申すべきもとくは領掌
有りの法華経河院の御大僧正仁慶（松殿）
御ろく位同宿ろうろ位迎あらせて多人と二年七月九日
践祚あるべく周十二月一日即位れ年十歳迄孫王の位
位終るの光仁天皇より法華経を久しくなる迄の聖王の
いてこそ法華経を唱へ赤使迄て法華経を太上天皇乃号
号のおよて世法華経をめ以法の賊ちろく石仕人を国に
世ふあひろく皆仏乃運と知ろく法華経乃御代さし
国出ろうしに引ろ何しに君も法華経を人の物あら
ろやとぬろく彼を合ろれば御四御代は善政を行運ろの

さて法皇は貞應二年五月十四日にかくれさせおはしまし
天下深閑なりしに嫡孫の義時も同二年六月
十二日に卒去せり故右大將頼朝卿の後家尼二品政子
禄元年七月に死亡の上は幕府の事は一向に
三寺の後妻源氏の後家御位に渡らせ給ひ十二年の間天下は
実朝の事なり一切年の出御は関白殿（家実）令生涯（公経）の
と世を治めさせ給ひしかども貞應元年二月二日御元服
は年十一中宮は姫小二条殿（公房公）の女御（藤原）の
女御代は泰時の娘なりしかども貞應元年十二月中
七日女御となりて同二年二月に立后あり孫二条殿
后宮とぞ申しかども法華三年にぞ崩ぜ給ひ
ぬ御年十二の出産なれば何の法
皇も御覧じ及ばせ給ひて常に中宮にぞ
行けるやうにぞ世人の後ろ指をぞ
御覧ぜられ給ひけるとぞ
志の深くなれまさりて文明堂にぞ
せ給ひしかば関白（家実 後深草）の法女（藤原）まゐり給へりしに
あまい出させ給ひ乗氏法師申しけるすへらぬ神
ゆるくも嘉祐くうるる孫三年（安貞元）二月廿日
ほりて安堂（有子）流と申させ給ひて関白の女御の九歳なる六月

小兼ねて法ふく御ゆて九日立后ありてしかるべきひめ
ぎみ同二年十月関白殿宣旨をめられて前摂政道家
のゆ法ふ元の中宮九条殿光経の女藤原
ふりの給へ中宮ぬのさせ給ぬよりおうるかりとと
下ゆひらうと宣旨元年閏月より流号ありて摂月殿と
中さこの関白殿御女いしの方人ぬ乃ふ人ぬ乃ふ
まりこの女ぬ法姫月ぬ先ぬ御なさ程の義人ぬくれぬ
二宮ぬ殿ぬ引籠ぬくこの方ぬ御ぬ御ぬ
なるのぬ二人乃清女ぬ中政方ぬ左衛門佐ぬ中
ぬ御情姫ありて宣旨三年二月十四日四条流法

澤誕あるめてぬ御ぬ十月廿八日小右子ぬ生
関白とぬ摘ぬ乃方ぬ（教実 四条流摂政 小儀）同年七月廿日関白
ぬ（兼家）殿ぬ方ぬ御ぬ御ぬ御ぬ貞元元年十月廿日ぬ
御位ぬ避ぬ事ぬ言ぬ語ぬ御ぬ御年二歳ぬ御
方ぬ人ぬ先御ぬ御ぬ御ぬ中宮ぬ同二
年（天福元）四月二日流号ぬ御ぬ（導子）藤原ぬ流ぬ御ぬ
ぬ御ぬ元ぬ同年九月ぬ御ぬ御ぬ
ぬ御ぬ御ぬ御ぬ御ぬ
御ぬ御ぬ御ぬ御ぬ

少々女院中させおはしまし候ハ、あ厳しく沙汰ハ
給ハ候ハ、御宝物ハ無きあるべきとこそ申し候
十八日ハ御ようきおはしまし候年廿五歳信長ハ云わり申
候無きよしに月輪殿の一ヶ所に納申候か上方ハ堺ハ歌の
つるのみや同二年八月六日かたらせ申候ハ、座次ハ年廿三ハ
しくるつ、ま御殿ハ代ハ武者ハ紙神ハ有りて民部殿
ハ知りたるに女院のはしに御ハ有つるに御ハ来ぬるいつ
あるとの西あり事ハ也後ハ延命中ハ信長ハ
この所ハ有やとて中あひ武人の中ハ御ハ有
ぬるんの武者ハ者ハ信長の御ハ信とへ

所ハ孫ハ書ハ信ハ天下ハ京周ハ道ハ法勝寺ハ八幡ハ
法華ハ四ハ九ハ御東寺ハ清水ハ滝堂ハ御所ハ
寺ハ三ハ十ハ三ハ清水ハ門院の前ハ前ハ
乃東三層ハ京ハ信長ハ武者ハ
御東寺ハ御改ハ
すると御ハ
ハ見ハ武者ハ
九ハ信長ハ
みくあり
て同ハ

いはれある事にこそ合せられけるとかや大福にて八年ハ
大蔵卿為長撰申さるゝ然に陣の定乃時後白一同にて
まうす小松賀茂部申候大納言定通卿と仗座にて論
す度ごとに沙汰あるに大福に定ぞられ八開二年廿つぎ上
皇の御事あつて徳闍お後するとあれどもそかしかまた
ごまかし御ありうらみ義号也とて十月廿日に又暦となり
そまゐる徳闍申ま改元乃事遠くハ延暦建武
安徳
拒武
中にも近くハ養和御承安に先例のきこえ是かハ二例を引
めかりやかくとぞ今ハ能もりとせ給つやうちもうと初穂まお
りしせし天和往にて大殿安八成行ひのよ摂政藤原経倍云
乃是

御子なるはば武家よりとりてくく国家あつて(?)殊相国に経かく沙汰院の
おほ当きらるへ大目乃せうとにらくとあれも関白一族乃人
なれハ二人中合るく行のまされ大殿ハ常ハ都往まゐらん
摂政無御交わ掌に文まま迄に迄乃従ひけ御末年の風の葉
本にはむ御ならうも達まうつされハ山の座主一二紳李其長
吏無福寺の別当人子御子也仁和寺ハ御室ハ代の王
流にてそれおつし御をうとも成ま手に捶て給らへハ小の政
所乃勝よ福を御家して定まで御座とハ御門室の常子
すり成て師を行をうそつきよ給されハ大殿の御華氏の時
も殿にうらうちよくまあらておつし御しまふ其かハ文乃の

素戔のとの成べし信ハ関白氏准后（法性寺殿）法師の准三
位乃宣旨を蒙り始て大殿ハ母儀治ゝ日出
おゝまのかとゝ文暦二年（嘉禎元）三月廿八日小橋殿（敦実）母ゝ光
俄ゝ出家ゝ給ゝ事ゝ有ゝ事ゝ有ゝ事ゝ有ゝ大殿又
殿ゝ御ゝ有ゝ小橋殿と云ゝ閑院殿と申しゝ事ゝ嘉禎二
年三月ゝ今の殿乃御年の九月（兼経）廿五日小橋殿薨ゝ閑
四年四月廿七日ゝ年四十六歳ゝ書ゝ給ゝ弾正尹（元）
ゝ益仕ゝ給ゝ御所ゝ給ゝ事ゝ世の人法華経ゝ書ゝ給ゝ事ハ
御堂乃関白（道長）ゝ年ゝ殿入道（道長）ゝ事ゝ有ゝ倒ゝ書ゝ給ゝ
東北ゝ方ゝ蓮花ゝ書ゝ給ゝ行ゝ給ゝ

故乃受戒ゝ上ゝ僧侶ゝ法ゝ師ゝ上ゝ事ゝ有ゝ行ゝ給ゝ
ゝ事ゝ行ゝ通ゝ法ゝ師ゝ花ゝ灌頂ゝ行ゝ給ゝ
門他家ゝ方ゝ授ゝ給ゝ事ゝ有ゝ物
ゝ給ゝ事ゝ有ゝ御ゝ堂ゝ法華経ゝ書ゝ給ゝ
ゝ事ハ世ゝ人ゝ有ゝ事ゝ有ゝ（寛弘）
出家ゝ給ゝ（寛弘二）
ゝ有ゝ給ゝ天
ゝ給ゝ給ゝ
ゝ給ゝ

禅門は極て志れ深く人にすぐれたる事あるて今出川
の第へまうでたりとて女房素あるじやと入させて宋門の
廊より車よせて乗つるを聞いて堂上へよしなくて
出て居て対面して帰るを待ち侍若き人の振舞
かりのみとさて接待の事は藤金の右大臣実房公の第へ
西園寺殿へ嫁たりとて小月六月廿三日二歳にして
下向の後関東にて行き事はなきこの前後四年 寿永元 二
月十七日より武士面々に春時と始めこの
世をさめいのちの接待を持てお陣よりあるべき事
ゆゆしきは弱地縁金をもとめ足利の荘をあけ
同廿二日権中納言は但て廿六日横北遠役のお荘に補あの
回西園寺殿へ小納言不住せられ所なきあひだ
事ども多あるよりもも書出よりも及ぶと大理にて行事
世事せられへきにあらぬ有ることすべて馬にのる人
あてにあるべけれとも云ふ有ることもなく行
下向をされぬ上は伝治二年 寿永元 月の比年十二にて出家
後あり女房は洞院摂政の御女 懐実 十二月十三日 宣仁
門院にて国二年 寿永元 月の日より上
さらに子細の事あるべきにて出家あり
かなもしかりの法のやうとおもへて九日寅時より剃髪

おもしろく少をとくもゆかりの御ハ立后とあく
てはり給ひぬ宣仁門院（彦子）とそ中国四年（寛元元）二月廿二日
院号いあうるとさて是も利口ものやうにめとまさ
く有しとかあつて諸行ものしうとあるくにくせ
給へく迎ものの人如何なとあつてさうせ給ひんと
弘御所ゝ清之の殿を板おかめりとうれそうろうと
あしくゝ御顔倒ろくと御おのとかりゝ此
まわうえまつせあうろう二所義うて有ろやそ法皇
はの世御所して西あへをはちまを小殿ろう保元慶乃
不思議されハ様年ゝの物況ゝくみくゝ所ろや

又二條ゝ殿の小はは高倉ゝ野依の姫宮
はは宣しゝ所ゝ三上の御事ゝそ世中ゝ御ゝ姫
宮もあはまゝ殿ゝ殿ゝ物ゝて二条南の門ゝもき
あゝ書ゝて国嘉へ人乃独言を出ゝ御ゝ
ゝゝ西のゝくゝはそふゝとゝとゝて難乃ゝゝく
れハ長程乃世年に出ゝ今なゝとゝれハゝくはある
そと悪くゝ御ゝ殿ゝ門おとゝゝと乃宣ハ辻
祭の国ゝへとゝ事乃様ゝゝとゝ為帽ゝゆひてゝ乃
ゝのあゝ乃ゝ紙あゝて或ハゝゝ殿ゝ殿ゝ敬ゝ
ちゝゝゝ物ゝとあゝゝてゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

右入道名字をいひて将軍家不思議のありさま申さんと入
道の東ずさきて後ハ悪をせられしに天魔のよしハ彼道
者ありと申さんとも相模守しヽ文の中室町殿たるの御家
の御下向の事に入ろにはそれを見たるも年
時をうけて白の雲を見てあまた有物に候室町の丈
後の溝の中に落入とみえてありけるに不思議の事の御と
山有とて二三日ありての程を待て御事ハいそぎ
有りし思の外にも御下向の御事にも色相と有事など見え
事にハ見られる地さるヽ関東入道馬立て馳下られ
也泰時ハ其の翌酒宴して程なく御事と問

孔子ハ闕ノ假字也公事ヲシモ孔子ト書ル事アマタミエタリ

て能ハ御返ハとく〱淸子をともとたりて内へのたまふにハ
いかせんする泰時運つきて将軍と計ひ申さ
れしを京都の沙汰にかヽる事出来たり
計ひ申さんとせは小者共あまた事ともありて入道
返ともなか〱ありとて二日に秋庭を定めて案
内の何事とあまた土御門院の御事を申させ給ひ申
承りけれとも前後様々の沙汰ひきかへしとて先定
社へ参て孔子取らせまいらせ土御門院の立とらさ
鎌倉ハされハ其の趣きの御事ハ程遠からしといひて申す
職分義京方を使して申よしとやられは何の恐

屋とうやとうの義家弟為の事迄は又つゝの勝事の如来
をうるゆんとて恭時さつゝ義家ゝうるい君元
り京都の御沙汰ひて所領減乃屋ゝ
ゆのゝへさとゝ中をうるとゝ家ゝ迄ゝ減して北ゝのとゝ高
をとゝうるわ殿とのゝすゝ加賀の事ゝ迄つゝく問
あるとゝの京ゝ迄あるゝ迄ゝゝゝ事ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝすゝゝとゝ合ゝゝ京ゝゝゝゝゝゝゝ順徳院のゝゝ
あておりゝ迄ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
すゝゝてゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

まゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
乃四辻殿ゝゝは今日関東の使ゝゝゝゝゝゝゝゝ
あまゝゝ兼ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
てゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
すゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
御門院庁宣遣ゝ只一人ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
あゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

西園寺殿の御所へ入給ふと聞つるとそこ中とものし
こまれい著のやとはるゝ人程よ者つ方里小路なる人家と
上りとゆるく出へしとゝのあり中よ寅時程よりんとて先
ゆるして参あるべき由仰まさに出つ殿へ参りてみる人
庭まで参りて人乃ゝ出ることあり門をあるゝ
し殿もゆるゝてあつけるゝ武士ゝとゝゝく知らさて寅
京中門乃柳ゝ作ゝ引ゝ内府おあひまれ太御門院乃
後嵯峨
宮御位ゝつをゝ位をゝさらゝ中入て退知ぬ面ゝ
只ゝ見ゝ作ゝてをあまゝ後まゝく居て秉明門院ま
作ゝ毎月ゝ中毎房ゝゝれて見ゝまゝとゝやゝてあゝ

ゝ出ぬんたゝゝゝ仏事あゝゝ知ゝ所理よ知ゝて行ゝく
仏ゝゝこ乃ゝ文ゝ沸年ゝゝゝよあゝゝゝ沸毎ゝ寧相中将
右
通業の女猶宮ゝ通子ゝ通周ゝ腹の市ゝ園滝殿の法教ゝ仁助ゝ
藤乃殿の書ゝてまつゝゝゝ書ゝゝよの中ゝゝ乃事
あゝゝゝゝ会ゝゝれゝゝゝゝゝゝゝゝゝ大ゝゝゝ滝
滝の大僧正
の御ゝ入て出ゝ
ゝゝ殿ゝ通方大納ゝ参ゝ
行ゝ行ゝゝ大納ゝゝゝゝゝ殿ゝゝ坊門ゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

法へをおこなひ給ふ事ありがたき事
なりけるとぞ申すなるぶつぽうの
と思給へ給ふ七日御精進あるとて無度石灰の煙りにて御目
の御はれあまりて御門院と光義法の御宮道助法親王仏の石塔仏
親王とをとて出家を継躰いつまでかおはしまさんと
とらせ給ふられ給ふ法ありてと申させ給ひて
乃御膳まいらせられ給ふ御氣色
おもくあらせ給ひしかとも仰あるれば仰の事なれば
人をもをいたせ給ふ法の事なれば御膳の
はかりしてまいらせ給ふと申さんあり

通親
らぬ様よせてと大納言ふとへしと仰あるれば四位の法
橋を御ぶしてをくて所をえ法師をそそらに法師をえ
法師とは上様の人をおくれはあれとは事をあと
仏ををくはるをはれしてはるを所にうす
夜しらうちうつをて人ををせたはをとをおり
まりをく事のやうかしくと仰らまをれいるはあをを事に
ををとをを大納言あのやうをををををををく
法位をつるをまをつをまをれあ四位の法師の法師の女をれ
も法師の女乃国母ををとを先仰もをはまをは大納言の女の後
おて院号をををを先准后の宣下あるし時を法

の人々職事に補して振舞ありさまなり女院の御母も
刑部卿の三位とて刑部卿範兼卿の女也能円か後大
納言の北方にて大納言通光の母なれは幸子御母なりけん
あつかひありさまとしし能円法師の女なりしを源氏にせさせ給ふ
の位に御子の事なとありて一代の后なされは道助法親王
も後も坊門内府信清の女坊門局の生給へるをとられは七条院殖子
養ひまいらせ給ひて一品儀の局とも今の行に引かへて如く
あらせ給ひぬるは保能宮法師あり天の恵賢
御よはひまいらせ給ふよなりそ御事にはてらし殊とらんと也今
とりさけるなへし今又泰時か御身に任らくりと承て

計ひ申事は先例は自然不可ありと相計ひとく西園寺
あの入道かし身つさせ給事也されは今は継体の文の事に不及
さし土御門院の御末ならては世継へしとみえて不審
天皇西国へうつらせ給ひて故高倉院の御子にて後白河法皇
清みつらせて相しはからせ給ふを給ふはる持明院の後高倉院位
まうひよ位につき位をちまいらせ給ふる人御子土御門院
の御末にておはすへしとて阿中まうす不篤久の事はてなき
後堀河院に世を給へる後二代者佐よつきを給つさせ給ふ富貴ある
ふさく継は余年の後の世のとも世とも法なる
御ここ後法平也なりぬ事不思議に覚侍のなく

新帝はやうて北日吉に行幸あり加冠
はじめ奏 宣旨 ひ給ひ也 今日冷泉万里小路の御所へ入せ給て
常剣 翻 奉 ひ給て 陪膳の役あり 殿上人
中御門大納言 源 新宰相 の内侍 同院 ゆうてう 侍従 殿
造酒 ひ給 とうぬ 事 ひ給 御 上 殿 御 剣 ひ給 殿
殿のうへ 殿中 御 所 に 上 ひ給 ひ 殿 同院
と 殿 ひ給 ひ 殿 の 御 簾 ひ給 て 翻 奉 ひ給
殿 上 へ 参 られて 殿 上 人 給 酒 して 殿 上 ひ給 ひ 新帝
御 所 へ ひ給 殿 上 ひ給 殿 前 帝 代 御 母 儀 追 号 の 宣 命 あり
ひ給 ひ 新帝 ハ 二 月 十 四 日 改 始 あり

二月十四日 帝位 あり 改 新帝 踐祚 の ひ給 ひ 関白
おひ ひ給 殿 と 行 ひ 三 月 廿 日 改 元 元 号 宣 下 ひ給
御 行 ひ給 前 右大臣 宣 氏 大 臣 殿 関白 宣 下 ひ給 殿 同院 ひ給 ひ 年 十 八 也
ひ給 ひ 左 御 母 女 御 殿 御 方 儀 御 参 内 准 后 宣 下
と 女 御 ハ 日 来 ひ給 也 殿 へ 参 ひ給 殿 ひ給 殿 ひ給 れ
と 也 ハ 御 母 儀 ひ給 ひ 殿 ひ給 殿 ひ給 ひ
く 御 所 御 儀 ひ給 ひ 殿 ひ給 殿 ひ給 ひ 日 新 殿 の 拜 ひ給
ひ給 ひ 関 院 の ひ給 ひ 殿 ひ給 ひ 殿 ひ給 ひ 冠
乃 庭 ひ給 て 翻 乃 ひ給 殿 ひ給 て 白 状 ひ給 ひ 二 三 人 ひ給
ひ給 ひ ひ給 ひ ひ給 ひ ひ給 ひ 中 ひ給 ひ

御懐妊ありけるにおはしましたるに有りけるを[illegible]
女御藤原[illegible]よし[illegible]けるにて[illegible]
まゐりける時ひとつ[illegible]御後の[illegible]
皇子はしくもおはしませはおほくの人も大方は[illegible]世にゆかしくおもひけるを
見え給ひしに宮うまれ給ふ文永十年十日中宮御産[illegible]
あまた度中にて及ひて[illegible]御事なくて八月廿日に坊あり
そのほか後并つらき男女御清まはりて出来さるに[illegible]
内の御政は故人の宣はせにてしたかひ給へ[illegible]御事も厳重
りて東山の入道関白殿御父にて東山の入道殿と申しの[illegible]
とゝまりおはしまさは北政所は小倉合[illegible]にて計申

御遺言にて入道西園寺殿は此一品の上達部の御おもて
つき新しき世に給ひて[illegible]はからひて[illegible]
政所の事をも中に合ひて関東へもその計申さる[illegible]
[illegible]
あつまの將軍の御事は細々の事は[illegible]
御かはりの人を[illegible]通家[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]年六月十五日[illegible]
三歳の人[illegible]

出家後世をねかひ廿余年の間武家の沈淪もなくすこしも隠遁元
ゆに偏頗なくして其代々の政事ハ起臥ともにやめ給ハす嵯峨
氏ハ父子共に官位をも望すといふ事なりしかハいつれも後孫
孫中分の掟書并御除目等まておさめしかれ文永九年正
月に僅に五十余にて死去せしかは則ち金沢の称名寺の軸の
世に代々治め給ふ武蔵の治ハ実時の入道と申也金沢の
の入道殿（ 顕時 ）も顕二年八月廿九日に薨去 年七十よにおいてハ是
元日本正月廿九日に任せ春宮（ 相模守 ）の議定にまかせて御評定
四蔵ゆへて一ヶ所の事後にも申遣し候ふ関白
し御議定の毎日に致さく執権六月（ 貞顕之 執権事也 ）郷の御議定に

去ハやかて摂政の仰下されしあらまし猶よりくわしく二度
此の年寛元四年正月廿九日に又摂政となりて冨屋殿（ 兼経 ）為に
給て建長もまておはしましけり十月まて摂政を辞して出家
の名人に（ 兼平公 宣旨度 ）に議して弘長元年四月まて十年摂政
ておはしましき摂陽殿の後ハ是を名つけて保ち給ひて
しまして其ころハ宝治二年六月十八日に院号有りて大宮院（ 姞子 ）
と申す院ハ後嵯峨の御后にて後深草亀山院の御母后
枝となられぬ御世まておはしまし縁々に三浦若狭前司泰
村舎弟能登守光村保殿の事あらまして宝治元年六月
五日合戦ありて其一門事ごとく亡びうせし泰村以下

三浦の若ともを故右大将の法花堂にたてこもり
て一類五百七十余人自害し畢ぬそれより鎌倉は北条のまゝ
なりぬ其後あまた年を経て泰村が子を遊女の腹に都にて
ありけるを[illegible]
法花[illegible]関東[illegible]
じめは[illegible]順徳院の[illegible]
[illegible]何と[illegible]
[illegible]二品[illegible]
源姓[illegible]御[illegible]
とせ[illegible]三位中将[illegible]

つゞきおもひとゞまる所もなしや将軍頼経は関東に[illegible]
らん[illegible]寛元四年七月に[illegible]
御将軍に[illegible]上洛して三位中将
と申[illegible]閑院は[illegible]三年[illegible]二月[illegible]上[illegible]
小路殿[illegible]閑院[illegible]
親王[illegible]
[illegible]宝治[illegible]関東の[illegible]造て[illegible]
年六月廿七日[illegible]将軍[illegible]頼嗣[illegible]
[illegible]文永[illegible]二月[illegible]大炊[illegible]
[illegible]小路[illegible]八条[illegible]

河内国より給ひ、河内国、紙屋川にして火焔発して蓮華
王流の堂宇、仏像、経巻、やすて、仏堂一宇、ならびに
中堂の出し、四つ、せて千体の仏像、ならびに二百余体
とりやすおし、ものこと、ならびに、物の深、ことに
しかるに、ことに、ならびに、とい、出、ならびに、
生、ものの、仏像、時、此仏、を、為、作、を、て、給ら
ま、こと、世、物の千に、ものの、如、い、物、
ものと、中、世、生、多、代、ものも、仏、座、一、ならびに、
世、火、又、彩、然、野、婦、橋、意、義、ものと、ふ、ものの、
ま、乃、御、代、を、十、年、霊、宝、物、下、い、物、を、ま、ら、
ま、乃、御、代、を、十、年、霊、宝、物、下、い、物、を、ま、ら、

二年代大嬢之乃かし、天皇の、ものや、給ら、同、年、清、
ま、い、仏、と、ま、ん、ま、ま、で、ま、ま、将、軍、在、中、仏、教、興、ま、落
乃、日、流、の、ま、落、ま、せ、給、へ、ま、に、ま、て、生、ま、ま、ま、歌、を、海、花
羽、長、女、嬢、
母、信、後、雅、后、御、仏、面、地、張、方、に、ま、雅、に、ま、仏、像、ま、て、ま、仏、関、東、
し、か、し、ま、ま、ま、ま、ま、本、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、
後、宮、を、仏、面、ま、ま、せ、ま、や、と、後、金、の、居、二、不、頭、ま、後、宮、後、へ
中、入、ま、れ、ま、を、国、ま、二、乃、を、出、来、ま、ん、ま、す、ま、ま、ま、ま、ま、ま、
か、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、
ま、れ、ま、と、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、
ま、

古今を弁へ給ひ〻その大宮院の御せうとにおはします
をとゝ左大の大将は亜ゝ相にて位〻に父の前相
国実氏院の宮様御事の日を大の大将無〻に具して参
せられあり〻て〻一度の引出物ありさま
申〻ことゝ中〻をろかの地迫にはあらぬ見事仕すまし給
摂録殿のとゝ仕給ふ〻ことゝ中に及ぶ〻ことゝ延喜の御ゝ時九人
の中にを勧修寺の大将定国二条の大宮殿宮
源氏大臣源川大臣俊房〻の六条大宮殿〻の兄弟〻の少将
内府重雅〻摂津内府家実〻の御〻伯〻〻〻と仁治二
年乃比大将の閑おはしまし〻に参〻て奴へ〻さ仕給ひ
しかて物任に雑類あり〻と始〻大宮殿〻くいはゝとひ〻
す只一日名をゝくへ〻さ中〻信〻れ〻おさ〻れ〻ぬ〻大宮
殿〻て位〻ある〻殿大宮殿〻の御〻せ〻い〻ま〻物〻へ〻ゝ
ひ〻ゝ〻ゝ〻と物を〻て只直〻ゝ〻ゝ〻れ〻ゝ〻ゝ〻れ〻ゝ〻ゝ〻
御〻ぬ〻て〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻仕〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻

のきみ相公親之大相にて廿日行幸進ませ給ひ遷
幸もゆゝしく侍りしに相の大相まかりし時は左右とも
手綱をとしかも上臈にて花山院の右大将忠雅との所々
志れに北真にちかはべきと申されて雅通公花山院は昇進も文
書も焼きうしなひて出来にけり申さるに因て越後
あくて花山院はさ存せてもゆゝし此大相にて有し
建長五年十二月廿二日法勝寺の阿弥陀堂供養ありしに
御堂は六勝寺さき年八月に焼あらりしと四条大納言隆親
卿奉て頼有く造りとて供養の日行幸御ありく因に
き仏武士て奉ありし去年二月十九日法成寺も焼失(たり)

縁康元三年二月十日宮廳焼亡同廿八日兵衛殿大臣上卿
てさ御ましかのさ西園寺殿は太宮院の御所へ入まいらせ
常盤井の大相国の造られけり構殿の御所にてまし
ましは宗院の今京中に有き所をの御所を造らせて
御移徙ありき洞院実雄大宮院御幸ありて同五日の夜に行幸やなき
に随ふしをは又もなの御所の人と相なる中に参りそ
又同さ行に付られて常の内裏にもなるべしらへに相年
御所にてあるは還の御所にならせ一にとは後あの
後子の後年中の東壮縁まかされて後胡の上にふ楽のま
かとして行し北御所に成ては文永七年八月

打あるいらるとこの時所謂ゆるしの文焼ぬ大ゝ此
所所ゆ小堂化とものまゝ事ゆあるとゆるゝ
ゆるゆるゆ久しかりし人民多くあ
ゆ多ゆ成ゆてあるゆ天魔ゆ所なるゆや作りゆ流
ゆ西郊飛ゆ鳥ゆ集ゆ所ゆ所ゆ鳥ゆ多ゆ
ゆゆ世ゆ大井ゆ所ゆ向ゆ横ゆ造ゆ向ゆ山ゆ
はゆ此ゆ橋ゆ橋ゆ橋ゆ造られゆ自然ゆ風流ゆ
眼ゆ中ゆ西ゆ黄ゆ名ゆ勝地ゆ
猪ゆ小橋ゆ事中ゆ中ゆ橋ゆ石ゆ所ゆ橋ゆ
乃跡ゆ浄金剛院ゆ建られゆ道ゆ人ゆ長老ゆ

浄土宗ゆ奥行ゆ文大師ゆ乃軌範ゆ高ゆ西ゆ
蓮華流ゆ行ゆ如来ゆ景流ゆ面ゆ幽閑
乃地ゆ宗ゆ見法師乃ゆ遠二門ゆ事ゆ
敷義のゆ入ゆ大師ゆ大面
流ゆ伝堂ゆ造ゆ天台三井面門ゆ
ゆ春秋乃二季ゆ止観乃法義ゆ山乃絶海
ゆ師範ゆ四教文ゆ
ゆ南ゆ乃頭流ゆ先ゆ
ゆ乃如ゆ潜ゆ上乃如ゆ
ゆ観道乃法門ゆ近来ゆ

御代よりは昔にこえてめでたくおはしまし、毎日に必本
書十巻とは数ふなるを、御所の学徒無
恙目録をくはへ書写させ給ふ事は、すべて何
らぬ後白河院文治の御沙汰の例とぞ。亀山殿御堂
かくかく法華経の御願とはじめらる。彼は御法華の後無
此は御修懺也とて、三夜とりたて給ふ。万機僧綱
の御沙汰はなけれども、もとより此御願とも定め給へる由の
沙汰ありけるとて、当年は僧綱の沙汰もなく、ただしも又上東門
院の御例と追て大宮院を始め経供養まいらせ給ひ、御懺中
女房まで給はりて六時の御懺法、御写経などいふ事ありけり。十

種供養の儀はまことに菩薩の行にもかかりけるにこそ侍らんと
みえき。文治の御例と霊山右大臣宰相中将長定まで侍りて
侍りけるに、殿上人なども侍りて、花の…
さりともと人々申すに、国家の数法御時無量の興ずる儀へし
かく院は建長二年三月に熊野へ御参詣ありし。同七年
三月まいらせ給ふ。まいらせおはしましし御先達は三山検校
桜井宮［後鳥羽院皇子 覚仁法親王］勤めさせ給ふ…
ならへし。又同三年八幡放生会への御幸ありて七月廿
二日まで八幡へおはしまして、此事なれば宰相人…
出立たれて御沙汰の例とりやとて…御子…［文永］

國貴人より參りたる者代りの事なれば国出さるべき物也又宗和
元年三月廿日高野へ御幸有りし時の御代りの
事なれば久しくなりまして人も出立ちも覚えず
高野へ参りて御門へ入りて皆様の御代りの
借奉代人に関白殿より被仰付の御書を作りて井
ゆかりの者共はなはだしくくみをなりさしたる面
井ゆかりの者ども殊の外悲歎とぞ申すべし人に代り
東へ下るべし武金の代りに夜陣とぞ申すべ
つとめたるとやうなる者共なれども嫌なる輩
ぞ申すべし別當法印の下部ゆかりの虎の皮とぞ申さ
せて侍しに家和中れ法印は球よさしてしく物なりて侍
様なれば大酒を飲親の善勝寺出
納の者人もなり雑兵なりあるべく白帳をせて自然乃
相違なることもなしてをれよりれあるべきあるべき義
なくして借奉しあるべしとも申しく人物なりて侍
法方の場馬の例の事なれば作り小図サ将基敬屋
て清小さしてらせ物を奈良く場ならひあるべ
場紙とみなるく面白く侍さ拍板を使乃法会まるく
いかにもそなるつなりとも人とも前法とい奈乃法不小
て法車乃おとりさして法隆人を法隆寺を拍板

てうけてこれを行ひ御京出ハ鳥羽殿へ入給ひ御ゝくれ
あの三日野まで送る人〻ハ御ゝ名残を惜ミ
行幸高くすへくを思ひ事ハ思ふ様ニ
なくあてこそおハしますて帰ると入給ひ御
御遠よりあつて御京へ入給ひ西ハ
母仲胤へ道のりハ行ひ給ハ御ゝ
事ハ所ハ鎌倉ハ
を思ひ給ハれ
長元年四月三日ハ
らせ給ふ
御繼野宿の時を

実録

御乳母ありし
宮殿と奪ひ
宮ひ
引入
御母
四姫
行ひ
女
二代
御乳母
のし女
三代
安寧天皇の
御乳母
四十二代
文武
天皇
四十五代
聖武天皇
御乳母
四十六代
孝

孫天皇代法母也是おとゝ時として一条院の后上東門院八
御堂関白の御母(六十八代)藤原兼家二條院(六十九代)藤原兼家二代乃母后也後一条后中
宮威子小御堂乃中女藤原道長の女御尚侍時子も同法
堂乃御女藤原(七十代)後冷泉院の法母也ゆゑ代例よりまさりて
ゆゑ代代の儀御
院の男六乃皇子(七十一代)後三条院(七十二代)白河院
堀川大宮院の御時也寛元三年八月廿八日御元服同十二月廿六日
春宮位に即世治十五年十二月廿八日即位乃儀あり
さて嵯峨帝八新院にて富小路殿小三条殿に御住
同十二月十九日院号あり東二條(公子)院と申新帝代御小

(六十六代)

巻三

七十七

さて右大臣(実雅公)(京極院)(実雅公)山科左衛門乃女文應元年十一月廿一日御乃業代
永仁年中(六十九代)後伏見帝御年十六より同二年二
月廿二日入内御年十六より同二年二
月廿五日に同年(弘安元年)六月十四日右大臣
(右大臣公今出川大相国)(金川院)乃女安嘉門院(亀山)
(後嵯峨)法皇八法大寺乃大相国(実基公)の女也八月廿日に后宮
の御子(後宇多)天皇(亀山)に立ゆゑ
法皇あり也とも御母(亀山)天皇(後宇多)
小西殿乃左衛門の女東(玄輝門)二条(後宇多)新院の御位乃時ち
作法御殿(貸)より御ゆりみのつゝ也ゆゑ代孫中納言資
卿業氏まいら法皇后宮ゆゑ御産ゆゑ后宮ゆゑ

巻三

七十八

らんすることとなり、日吉社へ御願をなさせ給事ありて、法皇ならびに摂政殿をはじめ奉り、右府殿の御息女、後鳥羽院の御母儀、後堀河院の御母儀、後白河院の御生母なり、今の摂政の君、建久元年閏月廿九日小路にて二条お関白（良実公、普光園院殿）殿、道の御ことなり、小一条前摂政（実経公）おなじく御ことなり、此事ありて、摂政の御事、ことに御嘆の時、ことに嘆せられるとぞ、右大臣（基平公、近衛関白）のことなり、一乃人ばかりおはしませば、今の右府は、一のよりてをお

りもてなし申るの仗議の時、もしの府、右府（右府は右府殿）あり、しかるに府は奥座、右府は上座、文永二年閏四月廿八日小路府（七条関白宗実）関白小路殿（二条殿）大殿、そして牧出仕、御兄弟の清閑院父子、礼儀をおこなはれ、御兄弟の中、ひとつ小牧やうに大殿、そしておはしませば、兄の牧、左大臣、基平公、関白、九日又関白、左大臣、基平公、牧、左大臣、東山殿、内大臣、中将、牧、鷹司、上洛の行事、正嘉元年十二月廿一日、六十ばかり、覚行の園屋入道殿、建元二年（嘉元元）二月八日、十八ばかりにて出家、しかるに四月四日、園屋入道殿

給ふ川過をも出給ふ出まじきとてすく年号あらため
ぞいはれて後中次は源氏待也正嘉二年の春は世の
中には疫癘おびただしくしてやがて下臈どもはやまぬ
者多し川原などは路もなく死骸をつみて満ちし
ことなりて後主上亀山天皇 十代 御代替りて例よりも
おびただしき飢饉を悲しみ給ぬ叡慮ありて諸国七
道の民をおぼしめし死亡せしかは三月廿六日改元ありて正
元と改む正月上旬の比死人を給ふに小屍出来くる
川の辺にて人々なけいて十里ばかりありけるに中尾内野
よりも朱雀の大路を南へ行せてまさに死人の上

なきなでもしりを給日をあてられずそのころ童部共あ
さぬりに立て弁さいふ者免かいと高祖のまりかなの後はいれ
のふありけん建長かは三月また西をもとは申しけるを七
月のうちまではいなかにうちあまたしたりけん同しく七月の末
よりは痛をもつ西の世をもちとこ小豊年まで按ありし
同其月廿二日開院又因禄ありて定勝の法東関遠を
行末にはかたく人あまた殺害して日は遊くあらかうやう事
へきに按あくて火焼のくを西殺未代の作法とりあしとふある
らむ政道の宮のやうに人は禁獄せられしてありしとも
云のひとたち東よりなくせられしそして三井寺のいさかいと

之べきよう〻沉ませ給ひ昔よりの法師あつまりて沖にうかべられたる
ほど元亨二年閏四月二日三時許戒めく法福と実しくさ
ら〻宣下せられありしかの山門の衆徒綸旨して日吉の
神輿を法師まうく振まわして嘲られて沉ませ給ふ
ことあり石のへされぬ中く河内の国の住人代動載の
事と適聖勅ありて極めて強く返さる実て極て侍
つるめしかるあり於て如しすく二井寺へ戒壇のいとふ
天王寺の別當と称く分られ丹波国おとなく寄られたる
しかるに山つ又沉ませ給ひて極て侍と言ひけ
るほどに文和元年三月九日の夜中ひの小延暦寺の

僧堂常行堂法花堂をあとなく焼はらひて戒壇院橋よりは
まて山僧をつ〻と夫と法を〻めて焼拂法猛と云ふ
さうやとは三井寺の開闔月小白さられあり三摩耶戒
をうしなひて戒壇をとるべきよしをうけ
給ひ寄りをとく合戦つかまつる法猛拂の次の日又せて
別所くいとせめおとしに如意寺をうちおとさるる
ていみ寄られあり法城の初祖なりて人〻さはのうち法也法華
四年南都の城をうくやあるとうんと人〻をうち実説紀
右大弁
元俊卿
寄門跡許されあるうち学生をあてすしう法城の焼了
法と夫と上の初之日うの急小延暦寺と東房御所と

名素て大檜笠類ようもてまとひあのうさこと法のく云
出されて院の宣旨様なりしかの又法華山法
法華山もあつかさ山の西方法華山も二度まうく道心と
発てあるうとかもとすてそんとて出家して宗時
法号あと出てうされたる法の御院に出されて法華山
うひうの僧西めとあひくあるとうくと奉宣旨なるかの
京の僧みな宿籍に成はあんすて辞やうの僧侶切て
世とのうまとあんいとうへの朝より仕る事ハりかるけ
とあるうしやはりえ僧さ同年南北の大乗院僧侶
貴と所うく神木に遷座あうしかとふ法のる僧西を取く

高と追却して本坊とうう拍子花眉と明く神
木を法師宗あやる南都の衆徒ハ衆徒に及とあ事ハとも
同二年宮月廿七日蓮花乗院門僧事のあの建長後年之人
遠ものと出られて沖僧事のあるとの行奉沖事のうく僧俗
同出とうくれかくそるしこの所かとも七月廿日物事
中勢宗者国東うの上らせ法の様て早馬法とてをよ
しかうとうく院中を沖騒とあうしかとふもとこ
しかしかあの沖の様あく沖と先六波羅へつを
行とくを法師の院の山蔵法師沖の後八を法の彼
山の沖書王沖貴仏等の板地目東八様しとて沖と

洛あるへしとうかゝひしかハ武士とも面々に馳参りて京都
騒動なのめならす御中さへしき所に此事出来て御ことを
聞食しつるにも色を深く厭せさせおはしまして世を
おもし召給はれハ叢みこそみつから此坂の関とハ申さぬを
おもひしつかに世の常ならぬ事をもおほしめしてとかく覚えきを
らくてハ御心のうちにもおほされ給ひて御筆に仰事
王の御息出家剃髪 道覚入道の御腕の宮二歳にて扶を給七月
廿四日小宮やかて親王の名を惟康とて後御供にすゝ
数後ふ宮ハ后とはかりにて院ハ故義範の奏あるく
くれ給ひ面々も申しけれハ東の方にすミ給ふ宮御事とも

訓かゝる騒ともおこりけれハ彼都の此事に候とて
宮大臣の御使中御門大納言御使にて関東へ下向則事ゆゑ
まし地とも宗尊親王御帰洛ありて上下の御事八月廿六日より
院の御浮気始らる一院ハおりゐし文永九年四十九にならせ給ひ遂
男と年此御様ハ御さかりにおはしまして今年御ふしも
去年より御悩小さく楽所始おりて春日小役楽
御さ宣命入此ハ非常赦ハ夜寝也去年十月十八日春
日社へ御参籠ありて宸筆の金泥の唯識論御供養ありて
へさせ給ひしかと小前大相国実兼十月廿二日薨せさせ給ひ
不覚のかゐ心ありかたき事のおもてなし実にも延

七月廿六日 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

日本紀ニハ何ノ年ニ高麗ノ使ヲ遣シ給ヒシ事ハ有ヲ詳ニ見ルベシ
新院ノ御宇ニ高麗ノ使ヲ召ル国書ニ曰ク文永ノ比ニ始テ一
院ノ御宇ニ高麗ノ使ヲ召シ給ヒシ御願ノ使ヲ遣シ給ヒシ事ヲ
あらんとてしるしをかわらんとて小蒙古国とやらの牒状とて
ふるる蒙古の牒を相副て宰府ヨリ関東へ注進ス
関東ヨリ二月六日牒状を西ノ方ヘ遣シ給ヒシ
賀茂ノ社ヘ奉ル云々
西蒙古韃靼国也年号ハ弁国ノ下ノ通過ノ法国ト申ス
大宋国ヲ二百余州ノウチ大略ヒカウラウセラレテ
ヨリ六十年ノ間ニ高麗ヲ用ヒ給ヒ国ヲ

て蒙古の牒状ハ文永ノ比ニ始テ一通ハ高麗の牒状ニ蒙古使ハ文永三年ノ比ニ始テ二

と書せり遠藤あるべきことと沙汰ありて菅宰相長成卿
奏して綸旨卿宣書して関東へ仰せられ畏まりて
武士の綱をもて生捕らんと西遠藤盛の弟兵衛尉
なりて遠藤と度々あらそひ牒状を作合て遠郎を
文永元年（甲子 日晴 要記）彗星出て漢土の天は光芒半天を
及て国土を覆ふと消没しているに文永九月十五日
元寇（後宇多）寛元元年三月小
出現乃後久出ることなく今度は光芒乃うへ二年十二
月十日（二要記）又出現して二年四月まで消ずといふ事
乃有へきやうんと云しかとも指事なしとて
りのうの事出来大器ハとそく成いとれ事ハ
ものを出ることなしのふしもの
宮右衛法乃星ハ東火二日星物侵此事我朝中
いまの事動ハ実朝卿ハ黄（魏）初六年出現同七年（文帝）帝
崩とれ外ハ勘ハぬ
国事を後世ハ後世同六年出古侵言葉の
和漢のもて又対馬国小着く去年乃遠藤為
ものをく左右をうんれめ地弟兵衛の嗔怨ハそ
帰京の間対面ハ二人とられて言葉へ渡ること葉を
ハ蒙古へ行ハ毎度ハ王官へ召入て見とく様ハ

孫と雖ども世々に朝へ返逆を企て文保元年の同八年
九月十九日鎌倉國今津より異國人朝鮮高麗と號して
百余人来朝乃日軍船と称して宰府を攻られ
ども是を破いなむくして是も勝利なる也但幸樫井綱て金藻
を指て王宮へ指来しして帝王へ献ぜられけるに此時の
指事に偽へて来りすべし是を多くに指て出へきと
出王物と称せられ是を多くとて門へ入て繋と書て出
あり是を返答に及ぶ此國後小元國と号し威徳のまうる
小後て名と沒とやされ八指後いるへきと思しく是を
同五年八月廿五日至上東二宮世仁親王門母后
光仁天皇文徳天皇より後鳥羽後源家
日蓮聖人代々の若御より任と一院の法御あり
院八御祈も此日あるへ八今年十月蒙山殿より
御出家御逆流あり之日より同京の御所より御案内
神の法華今日ワ多人を花と称あり布教の
法華也さて御出の後八当後白河の例と守て
国中さ成武也青蓮院の法親王助法戒師より長法
やうて今日より大乗勝院あて法華経を始ら是後
当相院の御逆流の例と守られて後方人也無日代人
人の信来人とあり又御方と始めて世を同法門

物を奉ぜられゆゑ捕ひとくそあるべし三七日事
始めて果して京の市庭へ入を待つ六年正月首東大寺
所受戒あり別當定海僧正由緒戒和尚より西の市定
戒以下をもつて師書写すべしとて関白殿の法華経の経
を西郷より宿とく連日出仕をもつて花やうふみを作り
市道場乃法華経講師をもつて土用十日にうつ仏経を
写しかきとめ乃事をへ十日に完成しぬめ
のうらして有し市年繕五十三将軍の嫡孫ゆゑ
を生すうへさうたてさて右府様の御子をもつて
れ中ゆゑ仏将軍の今十二中年のやはりまちじと思

ふ種よりの孫あへをさとものゆゑ生死界乃ゆゑ
はてしめあるべきもいとを知ると平お納を捕第に通く
石仕りてあり道公おうして出家して横河に同
義をとをいしかとして北大路つ不成しん孫
と人とそ天下ふ用られ法人と化導すてそれ侍ゆうそ
関白ふ左大臣より成行て同七年正月十九日より市変
ふ代行せ行て関東より道法おまるとふ変化の
物りくて東夷ふ関白の侍ひ法ゆうよ南殿乃ゆゑ百よ
乃石尾とをるをさ所ゆうしとくとを法やうに行ゆる
建朝よみをとられ多ゆゑ様乃尾おく為あるおふ別事ふ

りうもん中将の秋胡法師とかいもの名ハ天平の
ゝ
り香をとこの上ゝ屋ゝ屋ゝ服をとらみえをりゝ文殊の
菩薩長天案ゝ為の冠者と四ゝて仏師の名ゝ
人ゝゝゝ四ゝ仏師事ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ仏師悩ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

中堂ニ式ヲ人ヲ[illegible]
[illegible]
[illegible]

元しの文永五年正月十日鎌倉殿
く御しう法生ほうあるんとしてとく芝御ろく人
のすゝめおろかなるに依て平の時宗
ゆるしをうけ給はりて殿
りて霊鷲山に御ぜんとなり給へり
あり日の御講とおこなはる事
諸義四人講師十人聽衆
大僧正（号信願房福寿房）
し給ひ先例也文永の日蓮の
云及ひと云ふ書物書
生て世六郎ゆ捧物ゆ
殿とゝのゝく養ゝ人
捧物ゆまいらす皆紹
も人伝道事始ゝ先
道の時蒙人衆人
中ゝの南浦と
御所を巡ゝ
蒙人ゆ
伝の所ゝ
資堂朝長

（亀山 法華寺）

（善平 法花経）

ら迯あり[illegible]の[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]人[illegible]人の国人[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]

とゝ[illegible]あり[illegible]と唯二人殿上人[illegible]すゑ[illegible]より加へら
れて筆[illegible]仕り[illegible]日とあり[illegible]は優よりをみえてよいと
かとゝ[illegible]くて出[illegible]れは人をいたゝくゝ[illegible]あるものをて
しにある人[illegible]伝しは和尊[illegible]法人の情感[illegible]
まゝとも巻資は法[illegible]極[illegible]ゝよ徴[illegible]たゝてといふをて[illegible]
ゐん人の[illegible]紙[illegible]は面目あゝん分りて[illegible]
は[illegible]とゝて[illegible]て道[illegible]を義一[illegible]
やこ[illegible]とゝ[illegible]やゝ[illegible]
は[illegible]流[illegible]は[illegible]
法[illegible]を

法華あるて[illegible]七日御懺法法[illegible]ありて法華経
[illegible]りて[illegible]の法華[illegible]御願[illegible]
ことは[illegible]て先例[illegible]
[illegible]あるし[illegible]
天王寺[illegible]法華の時[illegible]
[illegible]の役[illegible]
府の浄衣[illegible]
法華[illegible]院の[illegible]
して[illegible]
[illegible]

中にて三度をとられて敬奉観音太子の御新堂と
成安堂とて所土月六日御供養の日當勅使敬上
まうのぼりてはかりの御供養ありてけうしをはへ
とも御道場の中の法華堂別殿の白河院
の法勝寺の成仏の供養の日の勅使を勅使
例のとうけ給はりもつ華厳の経と諸国大競
とも事ゆえうしく成仏暗をしれ者の法供の儀
ひとふの郷の勅使遣せてふ洞院中納言
成りとめらるはかりの面あり立ちの新勅使
しとと給へてみえさせおはしの御ものとを
とおわうしはかりの年をとられあるはいかうあてたるはと
はかられとも御供養のを嶋りしくはてをはとはし
はかりふ四月二日の御供養へ御参あるつきあくを日
おうくもうく延ありしうとを拝はうへとと言ふの
りしありひとをおはの御とをいふるはの事
をとはうしあるはうくをはの御供養の
の御供養はは拝はおうくはの御供養の熟を御く
十ちうくとをを東八行会とあるはうくをはうく
あるうくをは行僧をやうくめく一節の法華の御供養
てうくしと敷あるはいかしめしたはをとをとの人者

へてこれをかねの用外の法行ぶとあり姫行ると云
行ものとものいつるかたをもてをはりんはすく意山度
あてと思つめ儲られをとかはをかはをあまこの月十七日源頼
俊へ入をはれ実は時俊をもつかをとを年姫の法華
たるをへ給をりはをの京の御所へ今日と法と合
そをかをを撰言も在を打あらはをあるを神をををかをも
上下うらををまを用れんの中たをへををうをの法華
りめをれてをふつををくみえををへいあるをを
万歳もををを給りをををりをとをうひるをををはて
ををを代筆て月人面いをををを今日は別勅をて帥中

納言殿伯卿殿殿はつをを法師をの水鏡の須ををを
勅をを小路をををををををを料ををを鏡小童相
と入て指をれをををを中御門大宮へ出興ををを人
まつををんとをを御簾物をうのををく一備ををく
うををををを面をををを不出をを給へ後鳥羽院を
加賀院殿御中院門面洞院と伯卿殿て能亭と遊
りをたるをををを書を法師をあるををに後鳥羽院の法華
法師をけををををを有をををんを勅をををををを
宮をををを御所をを冷泉殿のをを弘御所
り大臣ををををを乃ををををををを

しき法師共を結ひ立て
所々にとゝまりつゝんそと
云事ハ公方の発ゝとゝ
ゆへ人〻とゝ
ゆへ人〻とゝ
ゆへ人〻とゝ
方〻ゆへ事ハ
ゆへ人〻とゝ
ゆへ人〻とゝ
ゆへ人〻とゝ

極て六波羅おすてゝ合戦すると云人極てあら屋うそ
ぬいてくるとて烟おひあつまりくみをきいたる世中ゆ
くれて行くゆんと云ふ門弟後の武士を一人
をもあく治うせむとて事おひたゝ地ゝまあてうる
し去年十一月ゝ関東ゝ通達実説義実よて
六波羅ゝ知ゝ知ゝ武士ゝ情特輪ゝもとる
事なにあう世暗騒舎ゝ事ゝ馬ゝ法ゝ
知ゝめゝて人ゝ云ゝ名ゝ名ゝ対物と
対面ゝ押ゝ出ゝ名ゝ人ゝ名ゝ名ゝ
ゝ戦ゝ

者ゝ死ゝ武ゝ物ゝ人ゝ
ゝ人ゝ
ゝ
ゝ

そもそも法華経一部八巻二十八品一天にうけて下万民にあまねくほどこす
御事なれども法皇院の法華御八講
乃例にまねびて香隆寺（仁和寺）にて法皇院の御八講
てはつる奉行の人もまた人の例にまねびて藤原の府の御中
納言師仲卿をもて摩訶止観
紀の伊の守為親朝臣を講師
にまねびて法華経の講師
にまねびて法華経の講師
にまねびて法華経の

而の間こゝにて有て宵ゝとの御遊とのゝ事ゝ
いかなる愚迷ゝしかゝる仏事実に法華と遷ゝく後をゝ
ゝ
ゝ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

内閣文庫

日の宮御事八幡宮ハ宇佐の宮ハ神武天皇の御母
豊玉姫の御事ハ宇佐の二所御ゆかりの例とハ
清和天皇ハ行幸ハ関白の御名をハ
御書の事ハ
御の物ゝ
んゝ

右五代帝王物語以村井古巌蔵本一書寫以之他二本校合畢

国立公文書館
National Archives of Japan